

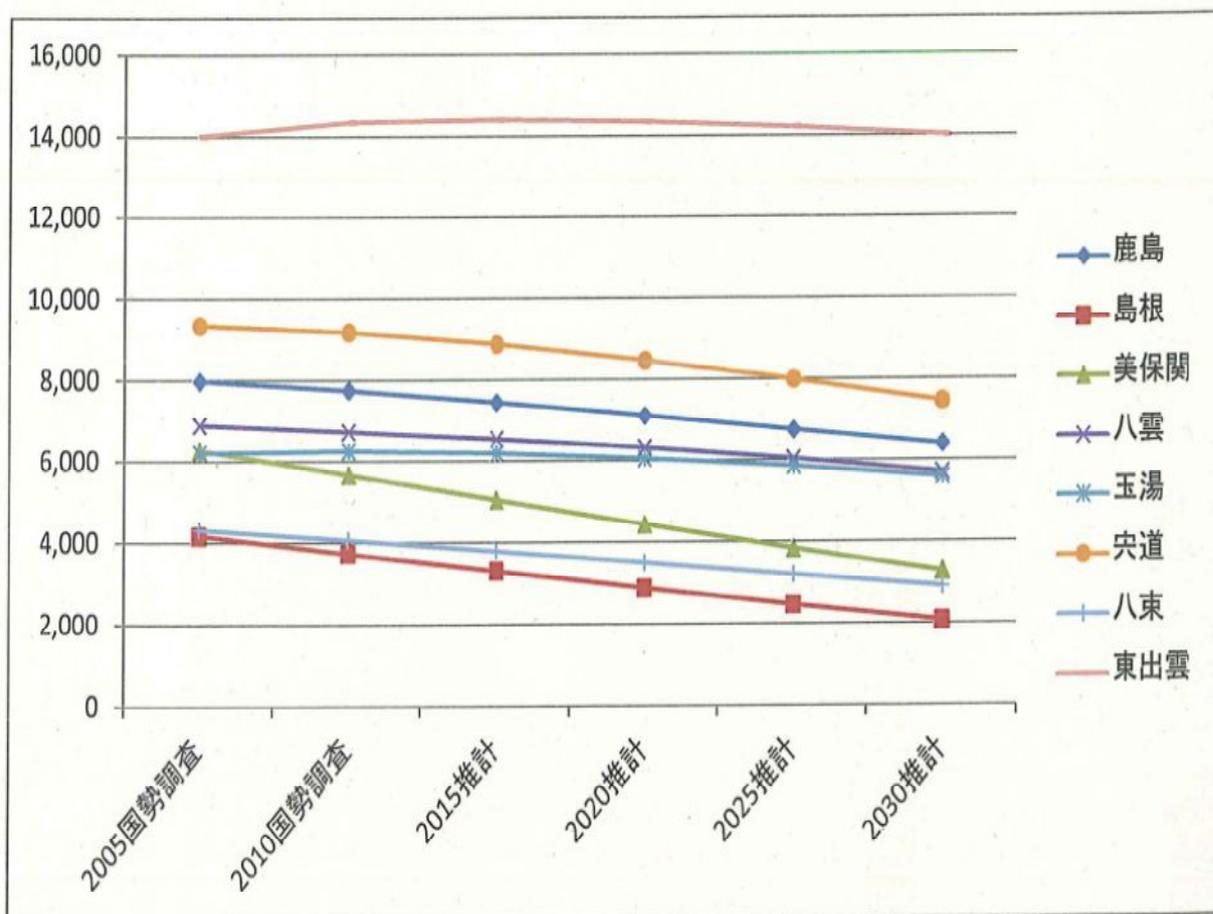
地域の現状（人口・高齢化率の推移）について

① 人口の推移と高齢化率（コーホート変化率法により計算）

(1) 人口推計

(単位：人)

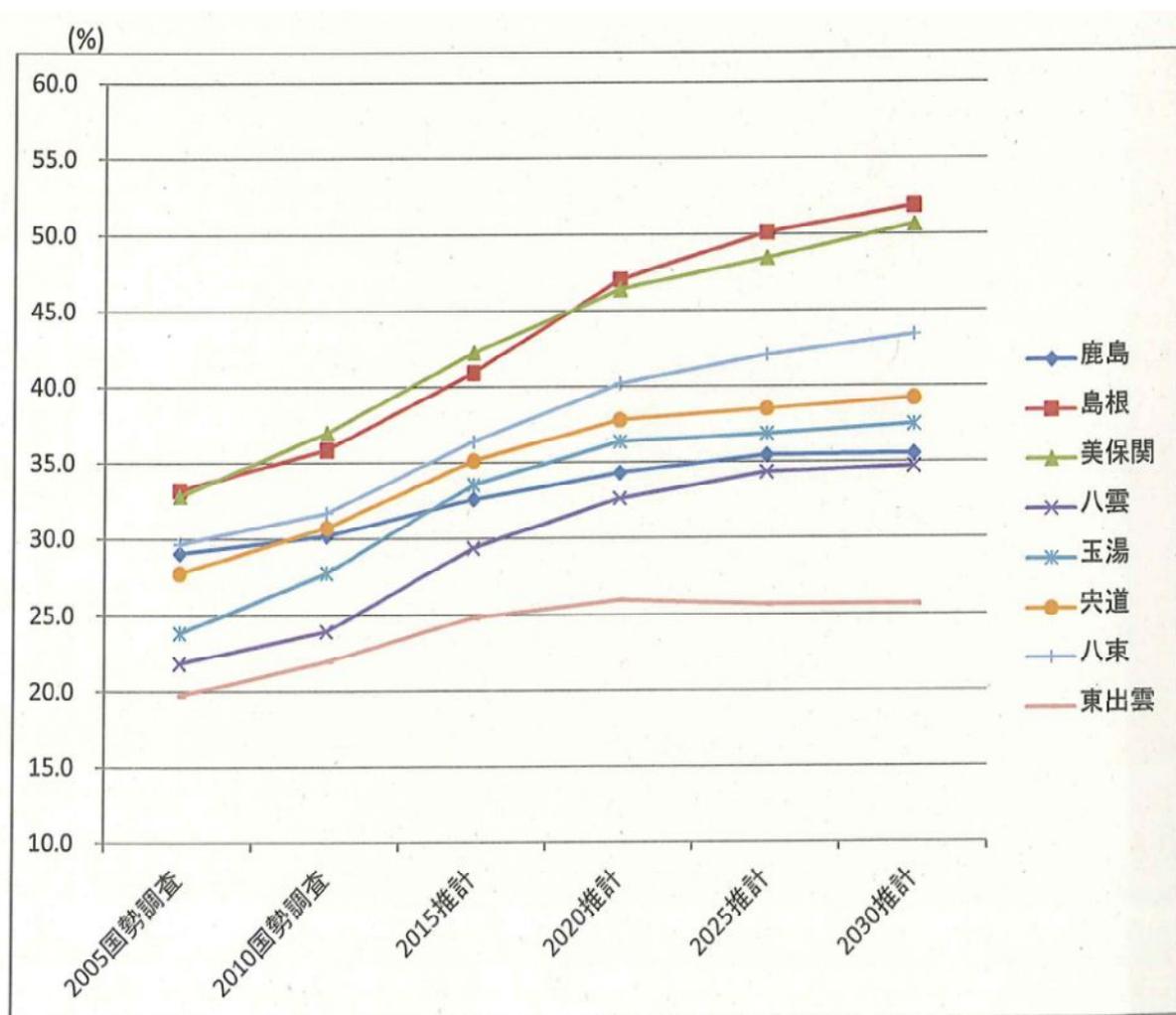
	05 国調	10 国調	比較	15 推計	20 推計	25 推計	30 推計
松江市	196,603	194,258	▲2,345	190,020	184,007	176,490	167,708
(松江)	151,362	150,815	▲547	148,933	145,653	141,103	135,449
(鹿島)	7,991	7,761	▲230	7,466	7,125	6,768	6,415
(島根)	4,174	3,741	▲433	3,314	2,884	2,468	2,086
(美保関)	6,280	5,671	▲609	5,051	4,437	3,844	3,283
(八雲)	6,906	6,743	▲163	6,558	6,335	6,050	5,710
(玉湯)	6,220	6,266	46	6,207	6,062	5,868	5,596
(宍道)	9,349	9,189	▲160	8,892	8,484	8,007	7,476
(八束)	4,321	4,072	▲249	3,798	3,508	3,210	2,910
東出雲	14,193	14,355	162	14,409	14,350	14,220	14,020



(2) 高齢化率

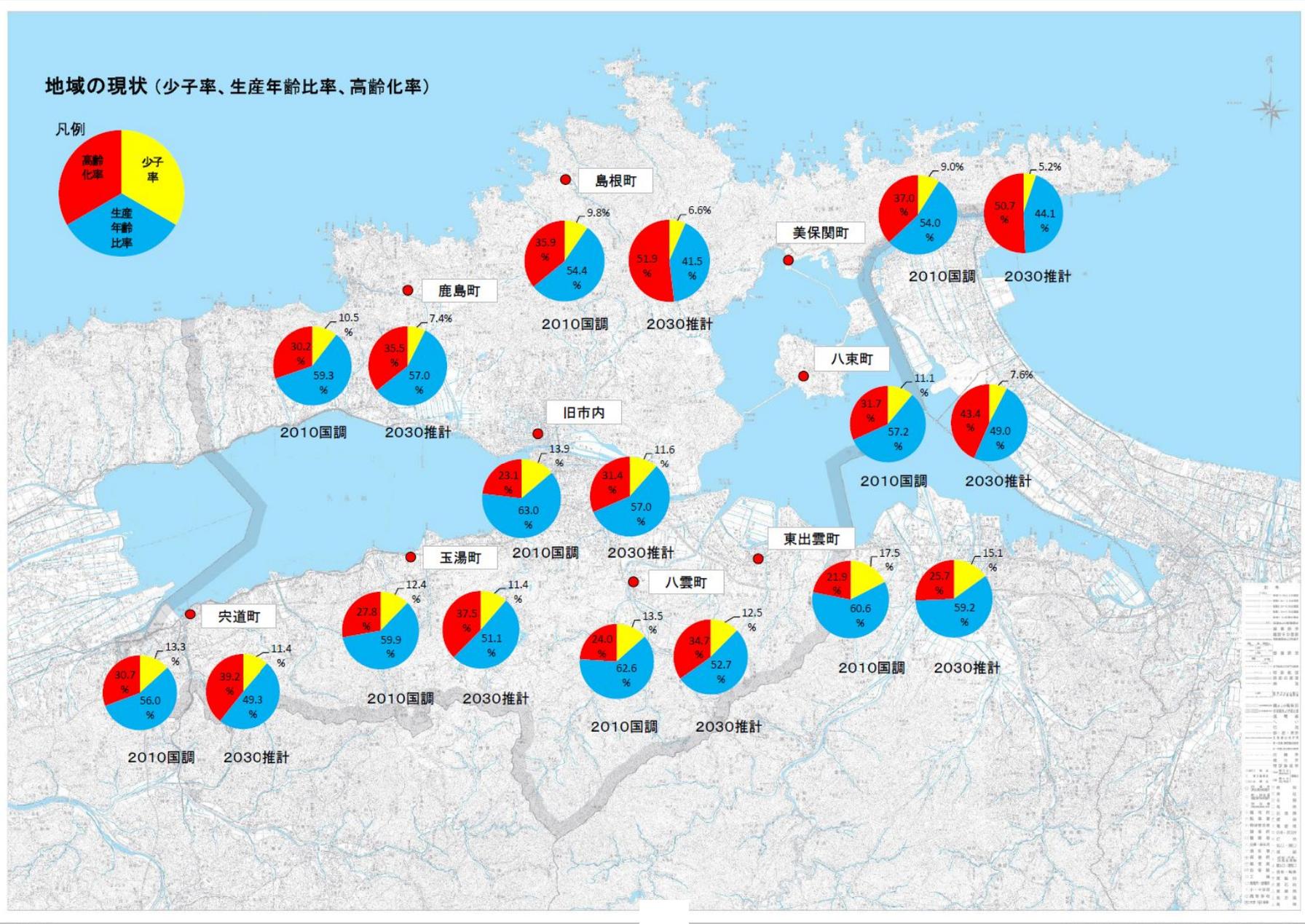
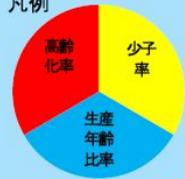
(単位：%)

	2005 国調	2010 国調	2015 推計	2020 推計	2025 推計	2030 推計
松江市	22.4	24.8	28.3	30.5	31.9	33.2
(松江)	20.7	23.1	26.4	28.5	29.9	31.4
(鹿島)	29.1	30.2	32.6	34.3	35.5	35.5
(島根)	33.2	35.9	40.9	47.0	50.1	51.9
(美保関)	32.8	37.0	42.2	46.4	48.4	50.7
(八雲)	21.8	24.0	29.4	32.6	34.4	34.7
(玉湯)	23.8	27.8	33.6	36.4	36.9	37.5
(宍道)	27.8	30.7	35.1	37.8	38.5	39.2
(八束)	29.7	31.7	36.4	40.2	42.1	43.4
東出雲	19.7	21.9	24.8	26.0	25.7	25.7



地域の現状（少子率、生産年齢比率、高齢化率）

凡例

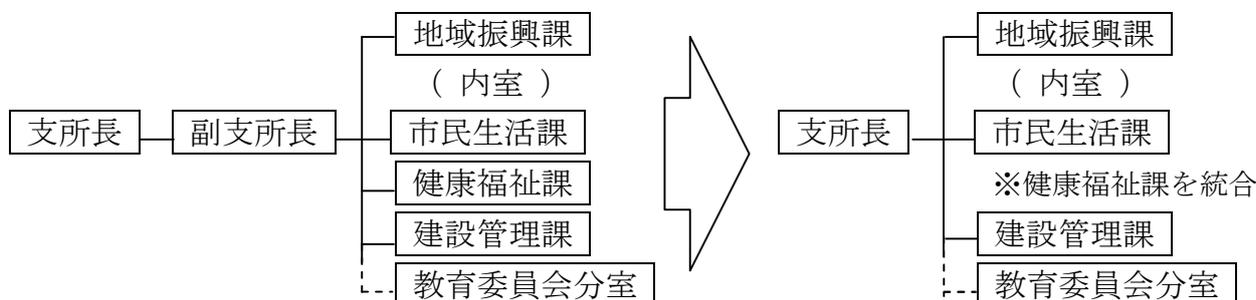


支所の組織、機構の概要並びに職員定数の推移について

1. 支所の組織、機構の概要

平成 17 年 3 月～平成 19 年 3 月

平成 19 年 4 月～現在



※ 内室は、旧町村区域の特色・特性を活かした地域振興を図るために設置

2. 各支所の名称、組織 (平成 23 年 12 月現在)

名 称	支所組織*は内室
鹿島支所	○地域振興課 *原子力対策室 市民生活課 建設管理課
島根支所	○地域振興課 *水産観光振興室 市民生活課 建設管理課
美保関支所	○地域振興課 *水産観光振興室 市民生活課 建設管理課
八雲支所	○地域振興課 *グリーン・ツーリズム推進室 市民生活課 建設管理課
玉湯支所	○地域振興課 *観光振興室 市民生活課 建設管理課
宍道支所	○地域振興課 *まちづくり推進室 市民生活課 建設管理課
八束支所	○地域振興課 *特産観光振興室 市民生活課 建設管理課
東出雲支所	○地域振興課 *ものづくり推進室 市民生活課 建設管理課

3. 支所の主な業務

地域振興課

- ・ 町内会、自治会事務
- ・ 地域協議会事務
- ・ 地域コミュニティ支援
- ・ 地域行事、イベント支援
- ・ 消防防災、消防団事務
- ・ 諸団体事務局
- ・ 農林水産商工業関係申請・相談
- ・ 選挙関係
- ・ 観光関連事務
- ・ コミュニティバス
- ・ 庁舎管理など

市民生活課

- ・ 戸籍、住民票、印鑑登録の届出、証明交付
- ・ 各種市税等の証明交付
- ・ 市税、保険料、使用料等の収納
- ・ 保険、年金、福祉関係の申請相談
- ・ 保健師業務
- ・ 障がい者・高齢者福祉に関すること
- ・ 騒音・水質等の環境関係
- ・ 一般廃棄物関係
- ・ 保育所・児童クラブ入所関係など

建設管理課

- ・ 道路、河川、上下水道・公園等の維持管理、境界確認、占用など

支所の職員定数の推移 (教育委員会分室職員は、地域振興課兼務)

	H17. 4	H18. 4	H19. 4	H20. 4	H21. 4	H22. 4	H23. 4	H23. 8	H24. 4
鹿島支所	29	29	25	25	25	23	21	21	20
支所長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副支所長	1	1	—	—	—	—	—	—	—
地域振興課 (原子力対策室)	9	9	10	10	10	9	9	9	8
市民生活課 (健康福祉課含)	12	12	9	9	9	8	8	8	8
建設管理課	6	6	5	5	5	5	3	3	3
島根支所	29	29	24	24	24	22	21	21	20
支所長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副支所長	1	1	—	—	—	—	—	—	—
地域振興課 (水産観光振興室)	8	8	10	10	10	10	10	10	9
市民生活課 (健康福祉課含)	13	13	8	8	8	7	7	7	7
建設管理課	6	6	5	5	5	4	3	3	3
美保関支所	30	30	25	25	25	23	21	21	20
支所長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副支所長	1	1	—	—	—	—	—	—	—
地域振興課 (水産観光振興室)	8	8	9	9	9	8	8	8	7
市民生活課 (健康福祉課含)	13	13	9	9	9	8	8	8	8
建設管理課	7	7	6	6	6	6	4	4	4
八雲支所	30	30	25	25	25	23	21	21	20
支所長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副支所長	1	1	—	—	—	—	—	—	—
地域振興課 (グリーンツーリズム推進室)	8	8	9	9	9	9	9	9	8
市民生活課 (健康福祉課含)	13	13	9	9	9	8	8	8	8
建設管理課	7	7	6	6	6	5	3	3	3
玉湯支所	30	30	26	26	26	24	20	20	18
支所長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副支所長	1	1	—	—	—	—	—	—	—
地域振興課 (観光振興室)	7	7	9	9	9	8	8	8	7
市民生活課 (健康福祉課含)	13	13	8	8	8	7	7	7	7
建設管理課	8	8	8	8	8	8	4	4	3
宍道支所	30	30	27	27	27	25	24	24	22
支所長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副支所長	1	1	—	—	—	—	—	—	—
地域振興課 (まちづくり推進室)	8	8	10	10	10	10	10	10	9
市民生活課 (健康福祉課含)	15	15	11	11	11	10	10	10	10
建設管理課	5	5	5	5	5	4	3	3	2
八束支所	27	27	21	21	21	20	19	19	19
支所長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副支所長	1	1	—	—	—	—	—	—	—
地域振興課 (特産観光振興室)	7	7	8	8	8	8	8	8	8
市民生活課 (健康福祉課含)	13	13	8	8	8	7	7	7	7
建設管理課	5	5	4	4	4	4	3	3	3
東出雲支所								33	30
支所長								1	1
地域振興課 (ものづくり推進室)								11	10
市民生活課 (健康福祉課含)								14	12
建設管理課								7	7
支所計	205	205	173	173	173	160	147	180	169

支所の事務分掌について

業務頻度における記号 ●ほぼ毎日 ◎週3日程度、○月4日程度 □月1回 △年1～2日 ×ほとんどなし

地域振興課	業務頻度		備 考
	本庁担当課	支所	
(1) 統計調査に関すること。	情報政策課	□	調査委員の選定・確保
(2) 町内会・自治会に関すること。	市民生活相談課	○	事務局、申請・補助金
(3) 文書の收受発送、保存その他文書管理に関すること。	総務課	●	
(4) 公印の管理に関すること。	総務課	●	
(5) 情報公開に関する受付並びに行政資料の収集及び管理に関すること。	総務課	◎	資料設置のみ
(6) 防災に関すること。	防災安全課	□	原子力防災含む。年により異なる。【地区災対設置】
(7) 島根原子力発電所の運転に伴う関係機関との情報連絡に関すること(鹿島支所、島根支所に限る。)	原子力安全対策	●	中電からの報告対応、報告書・原子力関係刊行物・新聞などのまとめ
(8) 島根原子力発電所の運転状況及び安全対策に関すること(鹿島支所、島根支所に限る。)	原子力安全対策	●	島根：○
(9) 交通安全対策の実施に関すること。	防災安全課	○	事務局
(10) 所管区域内の市政広報等に関すること。	秘書広報課	○	回覧、告知
(11) 集会所等整備の助成に関すること。	市民生活相談課	□	集会所修繕等の補助金の受付・申請の相談
(12) 防犯(防犯灯に関するを含む。)に関すること。	防災安全課・市民生活相談課	○	電気代の補助金の受付・申請の相談
(13) 消費者団体との連絡調整に関すること。	消費・生活相談室	□	相談業務
(14) 地域協議会の事務に関すること。	地域・交通政策課	○	事務局
(15) 財産区に関すること(鹿島支所に限る。)	管財課	×	
(16) 庁舎の管理に関すること。	管財課	●	
(17) 庁用車の管理に関すること。	管財課	○	
(18) 消防団に関すること。	消防総務課	◎	事務局
(19) 選挙事務に関すること。	選挙管理委員会	○	
(20) 信用保証料補給に係る受付に関すること。	産業振興課	△	受付・相談業務
(21) 商工関係団体との連絡調整に関すること。	産業振興課	△	受付・相談業務
(22) ものづくり産業の振興に関すること(東出雲支所に限る)。	産業振興課	なし	
(23) 島根県小規模企業育成資金の審査に関すること。	産業振興課	△	受付・相談業務
(24) 中小企業信用保険法に関すること。	産業振興課	△	受付・相談業務
(25) 所管区域における計量器検査に伴う事務に関すること。	産業振興課	△	計量場所の調整
(26) 米の生産調整に関すること。	農林課	△	相談業務
(27) 農林水産関係団体との連絡調整に関すること。	農業企画課・農林課・水産振興課	△	相談業務
(28) 特産品等に関すること。	農林課・水産振興課	□	相談・調整業務
(29) 畜産の振興に関すること。	農林課	△	相談業務
(30) 農林漁業災害(土庫施設に関するものを除く。)に関すること。	農林課・水産振興課	△	受付・相談業務

(31) 森林の保全に関する事。	農林課	△	相談業務
(32) 造林の推進及び管理に係る確認に関する事。	農林課	△	相談業務
(33) 森林法に基づく木の伐採許可に関する事。	農林課	△	相談業務
(34) 鳥獣保護及び狩猟に関する事。	農林課	□	駆除の現地確認、補助金の申請・受付・確認
(35) 中山間地域等直接支払制度に関する事。	農業企画課	□	受付・相談業務
(36) 農地流動化奨励金事業に係る受付に関する事。	農業企画課	○	受付・相談業務
(37) 市民農園に関する事。	農業企画課	◎	草刈りなど維持管理、イベント・講座などの補助
(38) 農業委員会に関する事。	農業委員会	◎	受付・相談業務
(39) 水産業に関する事。	水産振興課	○	相談・本庁との調整業務
(40) 漁港及び港湾に関する事。	水産振興課	□	相談業務
(41) 観光情報の発信に関する事。	観光文化課	○	イベント等の補助
(42) 観光協会及び観光関係団体との連絡調整に関する事。	観光文化課	□	事務局の課題
(43) 観光施設の維持管理に係る調整に関する事。	観光施設課	□	本庁との調整、日常の点検・除草作業など
(44) 観光施設の占用(短期のものに限る。)に関する事。	観光施設課	△	受付・相談業務
(45) 郷土行事に関する事。	観光文化課	△	行事等への補助・参加
(46) コミュニティバスに関する事。	地域・交通政策課	●	
(47) 支所内の連絡調整に関する事。	地域・交通政策課	×	
(48) 市民憲章地区推進協議会に関する事。	総務課	△	
市民生活課		業務頻度	備 考
	本庁担当課	支所	
(1) 自動車臨時運行許可に関する事(八束支所に限る。)	市民課	○	臨時ナンバーの発行業務
(2) 墓地経営許可の受付に関する事。	市民課	△	受付・相談業務
(3) 墓地、埋葬等に関する法律に係る事務に関する事。	市民課	◎	死亡届等
(4) 死産届に関する事。	市民課	△	頻度が少ない
(5) 穴道墓地の管理に関する事(穴道支所に限る。)	市民課	□	穴道のみ
(6) 戸籍関係の届出の受理及び記録事項証明等の交付に関する事。	市民課	◎	受付・申請・証明発行業務
(7) 戸籍の記録整備に関する事。	市民課	◎	受付・相談業務
(8) 住民基本台帳(閲覧を除く。)に関する事。	市民課	●	受付・申請・証明発行業務
(9) 印鑑登録に関する事。	市民課	◎	受付・証明発行業務
(10) 外国人登録及び協定永住に関する事。	市民課	□	頻度が少ない
(11) 市税、保険料、使用料及び手数料の収納に関する事。	税務管理課・保険年金課・介護保険課	●	納付書発行・収納業務
(12) 住民基本台帳カードの発行に関する事。	市民課	□	受付・相談・交付業務
(13) 住民基本台帳の異動に伴う児童及び生徒の転入学通知書の交付に関する事。	学校教育課・市民課	□	受付・相談業務
(14) 市民税等の賦課資料の収集、調査及び検査に関する事。	市民税課	□	相談・市県民税申告書の収受業務(0申告等)
(15) 原動機自動車及び小型特殊自動車の標識交付、名義変更及び廃車に関する事。	市民税課	○	受付・相談業務
(16) 軽自動車税の身体障がい者等減免申請受付に関する事。	市民税課	×	受付・相談業務
(17) 市税等の賦課及び納税に係る証明に関する事。	市民税課・市民課	●	証明等発行業務

件数は
別紙参照

(18) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税課税台帳の縦覧及び閲覧に関すること。	固定資産税課	△	閲覧のみ
(19) 狂犬病予防法に基づく事務手続きに関すること。	環境保全課	○	済証明発行・鑑札発行業務（手数料徴収）
(20) 騒音、振動及び悪臭の調査及び指導に関すること。	環境保全課	□	相談業務
(21) 水質保全に係る関係機関との連絡調整に関すること。	環境保全課	△	相談業務
(22) 犬猫等の死体処理に関すること。	環境保全課	□	受付・相談業務
(23) ボランティアごみ等の収集に関すること。	リサイクル都市推進課	△	受付・相談業務
(24) 一般廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。	環境保全課	×	相談業務
(25) 再資源化等推進事業補助金の受付に関すること。		×	相談業務
(26) 廃棄物の不法投棄の防止に関すること。	リサイクル都市推進課	□	相談業務
(27) 廃棄物全般に関する苦情に関すること。	リサイクル都市推進課	□	相談業務
(28) 国民年金に関すること。	保険年金課	△	受付・相談・申請業務
(29) 国民健康保険に関すること。	保険年金課	●	受付・相談・申請・証の交付業務
(30) 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導及び医療事業に関すること。	保険年金課	◎	後期高齢者制度を含む、受付・相談・申請業務（健診・特定保健指導は保健師業務）
(31) 出張所に関すること（宍道支所に限る。）。	- -	--	
(32) 生活保護に係る申請受付等に関すること。	生活福祉課	□	相談・報告書類の收受業務
(33) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。	生活福祉課	△	相談業務
(34) 戦没者等の遺族に対する弔慰金等に関すること。	保健福祉課	×	受付・相談業務
(35) 福祉サービスに係る苦情の受付に関すること。	保健福祉課	×	受付・相談業務
(36) 災害救助及び水難救助の一部に関すること。	生活福祉課・防災安全課	△	相談業務
(37) 民生児童委員に関すること。	保健福祉課	□	相談業務
(38) 児童手当、子ども手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る申請受付等に関すること。	保健福祉課	◎	受付・相談・申請業務
(39) 乳幼児医療費及び福祉医療費の助成に係る申請受付及び医療証の交付等に関すること。	保健福祉課	□	受付・相談・申請・証の交付業務
(40) 未熟児養育医療に関すること。	保健福祉課	×	相談業務
(41) 小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること。	保健福祉課	○	受付・相談業務
(42) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請受付等に関すること。	障がい者福祉課	○	受付・相談・申請業務
(43) 特別障害者手当及び障害児福祉手当に係る申請受付に関すること。	障がい者福祉課	□	受付・相談・申請業務
(44) 身体障がい者等に対する補装具、日常生活用具等の申請受付等に関すること。	障がい者福祉課	○	受付・相談・申請業務
(45) 障害福祉サービスの申請受付等に関すること。	障がい者福祉課	○	受付・相談・申請業務
(46) その他障がい者福祉に係る申請受付等に関すること。	障がい者福祉課	□	受付・相談業務
(47) 介護保険に関すること。	介護保険課	○	受付・相談・申請業務
(48) 高齢者福祉手帳の交付に関すること。	介護保険課	○	受付・相談・申請業務
(49) 高齢者福祉サービスに関すること。	介護保険課	□	受付・相談・申請業務
(50) その他高齢者福祉に係る相談受付等に関すること。	介護保険課	○	受付・相談業務
(51) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。	健康推進課	○	保健師業務
(52) 保健事業に関すること。	健康推進課・健康まちづくり課	◎	保健師業務

(53) 健康手帳の交付に関する事。	健康推進課	□	保健師業務
(54) 予防接種手帳の交付に関する事。	健康推進課	○	保健師業務
(55) 乳幼児健康カードの作成及び赤ちゃん手帳の交付に関する事。	健康まちづくり課	○	保健師業務, 受付・相談業務
(56) 献血の推進に関する事。	健康推進課	□	相談業務
(57) 保育所及び幼稚園への入退所(園)及び保育料に関する事。	子育て課	◎	受付・相談・申請・保育料の徴収業務
(58) 児童クラブへの入会及び使用料に関する事。	子育て課	△	受付・相談業務
(59) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関する事。	保健福祉課	△	受付・相談・申請業務
建設管理課			
	本庁担当課	業務頻度 支所	備 考
(1) 市道、農道、林道及び法定外公共物の維持管理に関する事。	農林課・管理課	●	受付・相談業務
(2) 市道、農道、林道及び法定外公共物に係る境界確認申請の受付に関する事。	農林課・管理課	△	受付・相談業務
(3) 市道、農道、林道及び法定外公共物に係る占用(短期のものに限る。)に関する事。	農林課・管理課	△	受付・相談業務
(4) 市道、農道、林道及び法定外公共物の工事施行承認申請並びに完了届の受付に関する事。	農林課・管理課	△	受付・相談業務
(5) 法定外公共物等の境界確定、用途廃止及び用途変更に係る申請受付に関する事。	管財課	△	相談業務
(6) 河川の維持管理に関する事。	河川課	□	受付・相談業務
(7) 農林漁業災害(土木施設に関する事。)に関する事。	農林課・水産振興課	△	受付・相談業務
(8) 災害等の応急対応に関する事。	防災安全課(農林課・管理課・河川課)	△	受付・相談業務
(9) 都市計画図面の販売に関する事。	都市計画課	□	支所により頻度に幅がある
(10) 公園の維持管理に関する事。	公園緑地課	□	受付・相談業務、本庁との調整
(11) 公園の占用及び設置に係る申請受付に関する事。	公園緑地課	なし	相談業務
(12) 違反建築物及び違反開発行為等に係る現地確認と関係機関への連絡等に関する事。	建築指導課	△	受付・相談業務
(13) 国・県営事業に関する事。	国県事業推進課	○	鹿島、東出雲：●
(14) 公共下水道事業、集落排水事業及び公設浄化槽事業に係る受益者負担金、分担金及び使用料に関する事。	下水道業務課	□	東出雲：●
(15) 水洗便所改造資金融資に関する事。	下水道業務課	△	問い合わせ対応業務
(16) 公共下水道施設、集落排水処理施設及び公設浄化槽の維持管理に関する事。	下水道公務課	△	相談業務
(17) 簡易水道に関する事。	水道局	●	宍道・東出雲：なし
2 前条第2項に規定する室は地域振興課の事務の一部を分掌することとし、分掌する事務は支所長が定める。	- -	--	
3 支所は前2項に掲げる事項に付帯する事務のほか、その他一般的事務についての便宜を提供し、連絡を図るほか、市民の便益に関する事務を所掌する。	- -	--	

(出張所の分掌事務)		業務頻度	備 考
	本庁担当課	支所	
(1) 戸籍、住民票、印鑑証明、税証明等に関すること。	市民課	●	
(2) 公印の管理に関すること。	総務課	●	
(3) その他必要に応じて命じられた事項	--	●	
(分室の事務分掌)		業務頻度	備 考
	本庁担当課	支所	
(1) 公民館の運営に関すること。	生涯学習課	○	鹿島、東出雲のみ
(2) 社会教育指導員と地域団体との連携に関すること。	生涯学習課	□	
(3) 体育団体の育成指導に関すること。	スポーツ課	△	
(4) 地域スポーツ・レクリエーション行事の指導奨励に関すること。	スポーツ課	△	
(5) 所管する公の施設の管理運営に関すること。	学校管理課・生涯学習課・文化財・スポーツ課	○	
(6) 予算、決算の執行及び経理事務に関すること。	各施設所管課	●	
(7) 分室内の庶務に関すること。		--	

支所業務内容の頻度について

①市民課関係 届出件数

平成 18 年度

	本庁	支所合計	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束
転入	4,799	527	86	23	71	63	95	114	75
出生	1,528	213	18	15	31	30	33	57	29
転出	4,929	627	80	37	113	111	96	123	67
死亡	1,348	498	77	59	86	65	52	85	74
職権記載(転出取消等)	47	12	2	2	1	0	0	5	2
職権消除(国籍離脱等)	9	0	0	0	0	0	0	0	0
帰化	6	0	0	0	0	0	0	0	0
転居	4,813	431	75	50	37	87	77	58	47
その他	3,526	414	46	151	33	61	38	57	28
世帯異動(世帯分離等)	526	218	50	20	53	16	13	8	58
合計	21,531	2,940	434	357	425	433	404	507	380

平成 19 年度

	本庁	支所合計	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束
転入	4,542	528	79	22	83	59	114	114	57
出生	1,501	226	31	15	21	49	43	43	24
転出	4,841	635	95	29	99	89	100	145	78
死亡	1,351	515	69	57	79	70	88	91	61
職権記載(転出取消等)	56	13	4	0	1	0	2	0	6
職権消除(国籍離脱等)	2	1	0	0	0	0	0	0	1
帰化	5	0	0	0	0	0	0	0	0
転居	4,294	401	68	33	45	62	84	60	49
その他	2,995	350	116	6	47	44	45	59	33
世帯異動(世帯分離等)	545	284	62	32	69	14	40	17	50
合計	20,132	2,953	524	194	444	387	516	529	359

平成 20 年度

	本庁	支所合計	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束
転入	4,420	497	89	15	74	83	90	99	47
出生	1,505	189	23	10	18	28	45	48	17
転出	4,653	592	95	30	92	93	99	123	60
死亡	1,375	526	70	62	88	67	78	102	59
職権記載(転出取消等)	61	9	0	0	4	2	1	2	0
職権消除(国籍離脱等)	3	0	0	0	0	0	0	0	0
帰化	6	0	0	0	0	0	0	0	0
転居	4,441	379	55	39	37	78	84	54	32
その他	3,208	207	15	14	43	28	25	42	40
世帯異動(世帯分離等)	567	28	2	6	5	4	0	2	9
合計	20,239	2,427	349	176	361	383	422	472	264

平成21年度

	本庁	支所合計	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束
転入	4,135	496	100	21	71	65	96	98	45
出生	1,485	209	29	10	26	37	30	56	21
転出	4,386	573	86	28	76	98	115	117	53
死亡	1,419	497	62	67	105	54	53	94	62
職権記載(転出取消等)	39	7	3	0	0	0	0	2	2
職権消除(国籍離脱等)	23	0	0	0	0	0	0	0	0
帰化	7	1	0	0	0	0	1	0	0
転居	4,275	459	62	49	34	80	145	53	36
その他	2,924	267	16	1	156	27	23	30	14
世帯異動(世帯分離等)	544	218	29	19	87	27	13	14	29
合計	19,237	2,727	387	195	555	388	476	464	262
1日の平均届出件数	80		1.6	0.8	2.3	1.6	2.0	1.9	1.1

② 市民課、支所市民生活課関係 主な証明発行件数（公用分除く）

平成18年度

	本庁	市民サービスコーナー	支所合計	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束
戸籍証明関係	42,207	2,661	11,938	1,735	1,075	1,969	1,497	1,587	2,710	1,365
住民票関係	83,008	12,369	15,493	2,090	1,114	2,017	2,900	2,278	3,384	1,710
税証明	34,326	3,024	9,768	1,130	722	1,029	2,139	1,232	2,267	1,249
印鑑登録・証明	56,127	9,765	15,675	2,521	1,192	2,173	2,874	2,133	3,110	1,672
合計	215,668	27,819	52,874	7,476	4,103	7,188	9,410	7,230	11,471	5,996

平成19年度

	本庁	市民サービスコーナー	支所合計	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束
戸籍証明関係	41,912	2,786	11,902	1,636	1,136	2,132	1,413	1,629	2,738	1,218
住民票関係	74,419	11,426	12,526	2,078	1,043	1,926	2,670	2,071	3,219	1,764
税証明	29,674	3,981	9,197	1,197	552	934	2,064	1,469	1,927	1,054
印鑑登録・証明	52,642	9,574	14,848	2,246	1,261	2,272	2,387	2,278	2,777	1,627
合計	198,647	27,767	48,473	7,157	3,992	7,264	8,534	7,447	10,661	5,663

平成20年度

	本庁	市民サービスコーナー	支所合計	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束
戸籍証明関係	43,256	2,668	11,400	1,551	1,045	2,115	1,701	1,397	2,371	1,220
住民票関係	71,185	10,786	12,547	2,051	944	1,892	3,014	2,076	2,935	1,574
税証明	30,130	4,438	8,912	1,045	438	904	2,189	1,385	1,888	1,063
印鑑登録・証明	49,698	9,019	13,466	2,146	1,076	1,956	2,474	1,978	2,564	1,272
合計	194,269	26,911	46,325	6,793	3,503	6,867	9,378	6,836	9,758	5,129

平成21年度

	本庁	市民サービスコーナー	支所合計	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束
戸籍証明関係	40,910	2,397	10,499	1,578	1,047	1,992	1,305	1,074	2,385	1,118
住民票関係	67,466	10,745	11,552	1,921	935	1,737	2,576	1,789	2,869	1,381
税証明	29,303	4,800	7,691	1,017	600	838	1,220	1,259	1,863	894
印鑑登録・証明	46,876	8,153	12,695	1,993	995	2,016	2,404	1,689	2,348	1,250
合計	184,555	26,095	42,437	6,509	3,577	6,583	7,505	5,811	9,465	4,643

平成22年度

	本庁	市民サービスコーナー	支所合計	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束
戸籍証明関係	40,977	2,535	9,902	1,530	875	1,594	1,172	1,433	2,110	1,188
住民票関係	68,384	11,212	11,983	1,888	849	1,806	2,403	2,005	3,003	1,484
税証明	26,202	4,406	5,425	687	387	597	1,075	887	1,267	525
印鑑登録・証明	47,755	8,529	12,564	1,846	858	1,885	2,286	1,854	2,372	1,463
合計	183,318	26,682	39,874	5,951	2,969	5,882	6,936	6,179	8,752	4,660
1日の平均発行件数	764	111		25	12	24	29	26	36	19

松江市の公民館

1. 公民館の変遷（旧松江市）

松江市の公民館は、昭和27年から始まった『昭和の大合併』に併せて市役所支所（旧役場）に公民館が併設されたのが始まりである。以後、合併に併せて支所あるいは出張所に公民館を併設し21公民館となった。

公民館の運営方式は当初は直営であったが、市の財政事情等により、昭和41年から各地区の自主的な運営に委ねる公設自主運営方式に移行した。

運営方式の移行にあたっては、地域の理解を得ながら条件の整った地区から公設自主運営に移行していき、昭和47年に全21公民館の自主運営移行が完了した。

その後の地方自治法の改正により18年9月から指定管理制度を導入している。

支所管内の公民館については、「新松江市における公民館制度」に基づき、平成20年度から順次、公設自主運営方式へ移行している。

【松江市の公民館数】

H24.03.01 現在

	旧松江市	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束	東出雲	計
公民館	21	4	1	1	1	1	1	1	4	35
地区館			1	6			1			8
分館				(16)	2					2
	21	4	2	7	3	1	2	1	4	45

2. 公設自主運営の特徴

- (1) 地域諸団体の活動拠点
 - ①地域の特性に応じ、住民に密着した運営
 - ②各種団体との調整が容易
- (2) 住民が直接公民館の運営に参加
 - ①専門部による事業の自主企画と運営
- (3) 住民が公民館運営費の一部を負担
 - ①公民館に対する認識を深める
- (4) 社会教育を越えた事業展開

3. 公民館の機能と役割

- (1) 社会教育施設としての役割
 - ①生涯にわたる学習機会の提供
 - ②地域の課題や問題点を解決するための学習機会の提供
 - ③地域の情報センター、相談センターとしての機能
 - ④地域の教育力を高める活動 など
- (2) 地域の拠点施設
 - ①コミュニティづくりのコーディネーター
 - ②地域福祉の推進役
 - ③人権・同和教育の啓発センター
 - ④子どもの育成と学社融合の牽引役
 - ⑤地域防災・環境問題に取り組む中核施設

4. 公民館の運営

(1) 運営母体

- ①各地区の公民館運営協議会 ⇒ 指定管理者制度
- ②協議会の委員構成 ⇒ 町内会連合会など地域の各種団体の代表や学識経験者等
20～30名で構成

(2) 職員体制

- ①館長 ⇒ 1名：市の非常勤特別職（公民館運営協議会の委員にもなる）
- ②事務職員 ⇒ 主任1名＋主事2名（旧八束地区内は1名）：各公民館運営協議会雇用

(3) 財政

- ①人件費と施設設備費は全額市費負担
- ②光熱水費等の維持管理費は約7割が市費、約3割が地元負担
- ③事業費は均等割、世帯割等で算出し市費負担。

(4) 開館日等

- ①開館日 ⇒ 年始年末を除く日（土日休日：職員は休業日だが、貸し館あり）
- ②開館時間 ⇒ 9：00～22：00

5. 公民館の事業

(1) 専門部による事業（例）

- | |
|-----|
| 総務部 |
|-----|

 …… 自治会・町内会や地域の諸団体の連絡調整
- | |
|-----|
| 福祉部 |
|-----|

 …… 地区社会福祉協議会と連携し各種福祉事業
- | |
|------|
| 青少年部 |
|------|

 …… 地区青少年育成協議会と連携し、青少年育成・家庭への支援等地域での子育て環境づくり
- | |
|-----|
| 体育部 |
|-----|

 …… 地区体育協会との連携、各種スポーツ大会の開催
- | |
|-----|
| 文化部 |
|-----|

 …… 地域のサークルとの連携、文化祭の開催

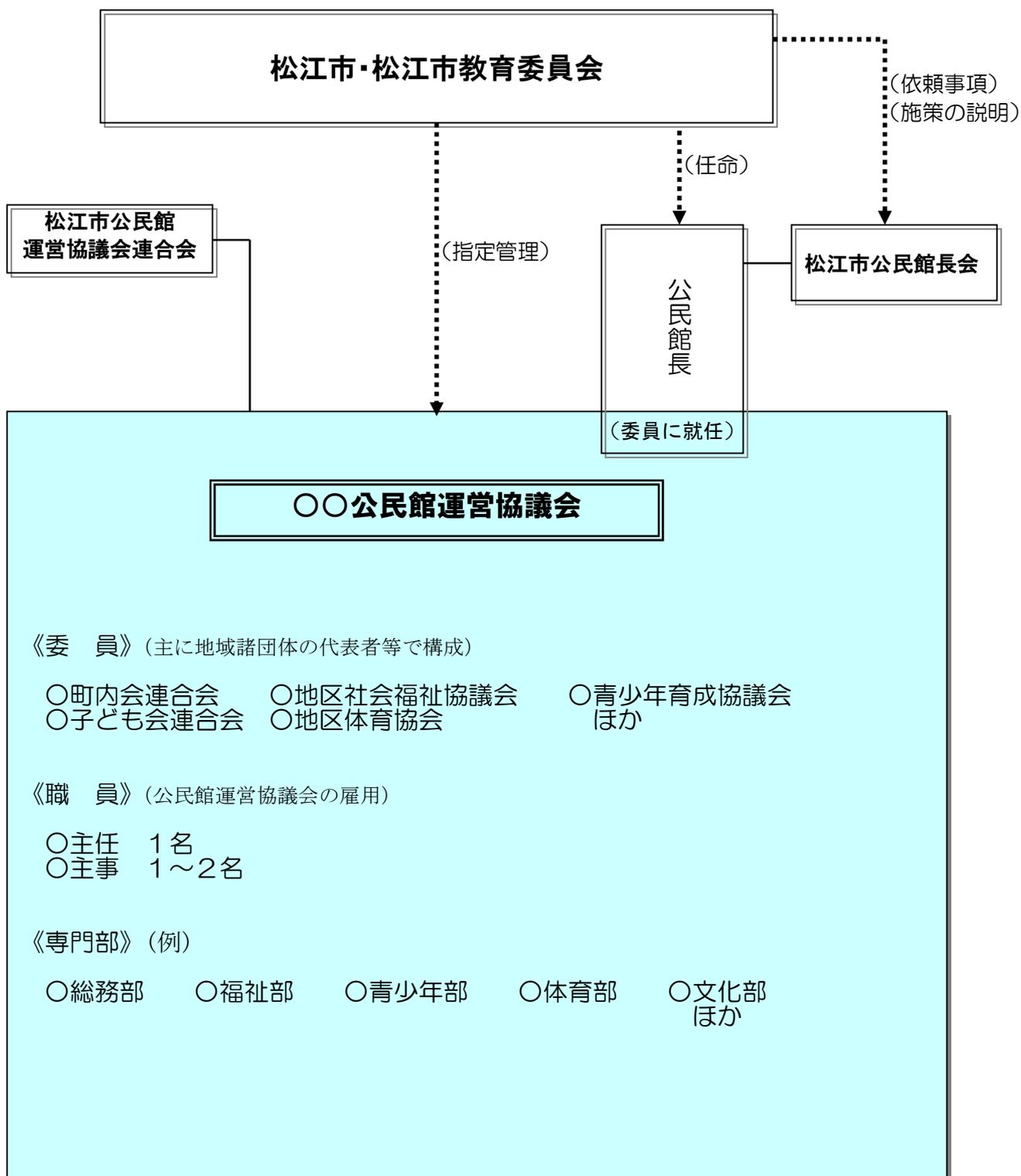
(2) 主催事業（教室、講座、研修会、地域行事等）のテーマ

- ①まちづくり、地域自治、地域防災・防犯
- ②人材育成、ボランティアの推進
- ③人権学習の推進
- ④福祉（高齢者・障害者福祉等）
- ⑤自然保護や環境リサイクル
- ⑥青少年育成（乳幼児期・学童期・思春期・青年期）
- ⑦健康の推進（身体健康・心の健康、食と生活、スポーツ等の体力づくり）
- ⑧少子高齢化、男女共同参画
- ⑨地域の伝統文化や歴史の承継
- ⑩国際化や情報化のサポート

(3) その他の事業

- ①市民憲章の推進 …… 市民憲章推進協議会
- ②貸し館業務 …… サークルの育成・活動の支援
- ③地域の各種団体の支援 …… 事務局や会計処理など

【組織等のイメージ図】



支所・公民館 諸団体事務局状況一覧表

[H24.3現在]

事務局もしくは窓口を持っているのは、

□ 支所 ◎ 公民館 △ 個人宅

公民館に事務局がある団体のうち、

◎企画、会計あり ○企画なし、会計あり △企画あり、会計なし ●企画、会計なし

団体名	鹿島				島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束	東出雲				川津	朝酌	本庄	持田	城北	城西	城東	白濁	朝日	雑賀	古江	秋鹿	大野	法吉	生馬	竹矢	津田	大庭	古志原	乃木	忌部		
	恵曇	御津	佐太	講武							上意東	意東	揖屋	出雲郷																							
1 町内会自治会連合会	□				□	□	□	□	□	□	□				◎	◎	◎	◎	△	●	○	◎	△	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
2 社会福祉協議会						その他		その他						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
3 同和教育推進協議会 人権同和推進協議会	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	□				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
4 体育協会					◎	◎	◎	◎	◎	◎				●	◎	○	●	○	△	●	○	◎	△	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎		
5 交通安全対策協議会	□				□	□	□	□	□	□	□				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
6 総合型地域スポーツクラブ (NPO)						その他												◎																			
7 青少年育成協議会	□				◎	◎	◎	◎	◎	◎	□				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
8 子ども会育成協議会							△	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
9 スポーツ少年団	□				△			□		△	△	△	△																								
10 寿会、老人クラブ連合会、シニアクラブ	△	△	△	△	△	△		◎	△	△	△	△	△		●	●	△	●	●				◎	◎	◎		◎									○	
11 連合婦人会		△				△	△		△		△	△	△					●						●													
12 交通安全協会	□				□	□	□	□	□	□	□				●	◎	◎	◎	△	○	△		△		◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	
13 市民憲章推進協議会	□				◎	◎	□	◎	◎	◎	□				●	◎	○	◎	◎	●	◎	◎	◎	△		◎		◎	◎	◎		◎	◎				
14 地域安全推進委員会							□	△	□		△		△	◎	◎		△	◎		◎			◎	△	◎	◎	◎			◎	◎					◎	
15 民生児童委員会	□				△	△		△		△	□				●			△	●				◎		◎		◎									●	
16 福祉推進委員会						地区社協								◎	◎	◎	△	◎	△	◎	△	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎							◎	◎
17 まちづくり推進協議会														◎	◎								△	◎		◎										◎	◎
18 消防協会																																					◎
19 子ども広場		△	△	△			◎	△				団体	団体	◎										◎													
20 農業集落排水施設管理組合										△																											◎
21 ふるさとあつたかスクラム																								◎													
22 パトロールママの会		学校	学校	学校																				◎													
23 防災協会																																					◎
24 消防団	□				□	□	□	□	□	□	□						○									●	●	●	○								○
25 観光協会	□				□	◎			□	□	□																										
26 土地改良区(事務局長)	□				□		□	□	□	□	□																										
27 消費者問題研究会	□				□	□	□	□	□	□	□																										
28 コバス利用促進協議会	□				□	□	□	□	□	□	□							△	△						△	△	△								△		△
29 学校施設開放運営委員会	□					◎	◎	◎			中学校							△	△	△				△			△	◎			△					△	

H24年度から

※本表はアンケート回答に基づく主要な事務局を掲載したものです。事業として取り扱う公民館もあるため、実際の業務の有無と異なる公民館もある。
 ※同和教育関係は、公民館に予算を付けて事業を行ってもらっていますので、全館とも◎か○になると思います。

支所と公民館のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 支所並びに公民館の機能や体制等について、広く市民等の視点から支所、公民館のあり方を検討するため、「支所と公民館のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、結果を市長に報告するものとする。

- (1) 支所機能に関すること。
- (2) 支所と公民館の役割分担と連携に関すること。
- (3) 支所と公民館施設の複合化に関すること。
- (4) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織等)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び地域協議会、松江市町内会・自治会連合会、松江市公民館長会、松江市公民館運営協議会連合会から推薦のあった者を市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、所掌事項についての検討結果を市長に報告するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で成立する。
- 5 会議は公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、政策部地域・交通政策課並びに教育委員会生涯学習課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行の日以降、最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

支所と公民館のあり方検討委員会委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備考
学識経験者	島根大学生涯学習教育研究センター 教授	仲野 寛	委員長
関係機関	鹿島地域協議会 会長	青山善太郎	
〃	島根地域協議会 会長	小川 勲	
〃	美保関地域協議会 会長	梅木 武雄	
〃	八雲地域協議会 会長	石田 範子	
〃	玉湯地域協議会 会長	伊藤 利治	
〃	宍道地域協議会 会長	藤原 治義	
〃	八束地域協議会 会長	門脇 康雄	
〃	東出雲地域協議会 会長	野津 貞夫	任期 3月31日まで
		森廣 公一	任期 4月26日から
〃	町内会・自治会連合会 会長	佐々木武男	副委員長
〃	町内会・自治会連合会 副会長	井上 穰	
〃	公民館長会 会長	長岡 誠	
〃	公民館長会 副会長	渡部 浪子	
〃	公民館運営協議会連合会 会長	狩野 文男	
〃	公民館運営協議会連合会 副会長	加藤 滋夫	
事務局	政策部 地域・交通政策課		
〃	教育委員会 生涯学習課		

検討委員会開催経過

第1回検討委員会

1. 開催日 平成24年3月22日(木)
2. 議事
 - ① 検討に至る経緯と視点について
 - ② 支所及び公民館の現状報告
 - 地域の現状(人口・高齢化率の推移)について
 - 支所の組織及び機構、事務の概要について
 - 松江市の公民館について
 - ③ 支所と公民館のあり方について
 - 支所と公民館のあり方の原案のイメージ図
 - 支所機能について(市民生活グループ、地域グループの機能)
 - 災害体制について
 - 支所・公民館 諸団体事務局状況一覧表及び移行(案)

第2回検討委員会

1. 開催日 平成24年4月26日(木)
2. 議事
 - ① パブリックコメントなどについて
 - ② 現状と課題について
 - ③ 検討内容について
 - 維持すべき支所機能
 - 支所機能と本庁の役割分担と連携
 - 支所管内の公民館機能について
 - 地域住民の生活と地域活動の拠点について
 - 複合施設のイメージ図
 - 複合施設・(仮称)行政サービスセンターの名称

第3回検討委員会

1. 開催日 平成24年5月16日(水)
2. 議事
 - ① 第2回検討委員会での修正内容について
 - 複合施設のイメージ図
 - ② 検討内容について
 - 期待される効果
 - 今後の課題

第4回検討委員会

1. 開催日 平成24年6月1日(金)
2. 議事
 - ① 報告書(案)について